

岩手県告示第457号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 申請のあった年月日 平成25年5月30日
 - （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ
 - イ 代表者の氏名 浅沼道成
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市北松園一丁目9番2号
 - （3） 定款に記載された目的 この法人は、松園地区を中心とした周辺市町村においてスポーツや生涯学習の活動の場を広げ、それを通して地域住民の自立的な社会参加を促進し、地域におけるコミュニケーションの活性化を図るとともに、生涯にわたるスポーツ・文化の振興及び地域福祉の充実に寄与することを目的とする。
- 2（1） 申請のあった年月日 平成25年6月3日
 - （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか
 - イ 代表者の氏名 石橋乙秀
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市大通一丁目1番16号
 - （3） 定款に記載された目的 この法人は、知的障がい者が生涯を通じて安心して豊かな生活が送られるよう支援していくため、成年後見事業を実施することを目的とする。